

議案第122号

ふれあい交流館しおまちの指定管理者の指定について

次のとおりふれあい交流館しおまちの指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

施 設 の 名 称	指 定 す る 団 体	指 定 の 期 間
ふれあい交流館しおまち	一般社団法人備前観光協会	令和 3年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで

令和2年11月25日提出

備前市長 田 原 隆 雄

1 指定管理者の概要

(1) 団体の名称、代表者及び所在

名 称 一般社団法人備前観光協会  
代表者 会長 長崎 信行  
所 在 備前市日生町寒河2570番地31

(2) 団体の位置付け

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人

2 候補者の選定

(1) 選定方法

公募

(2) 選定理由

他に応募団体がなかったため、一般社団法人備前観光協会の指定管理者としての適否を審査した結果、施設の管理運営に前向きに取り組むとともに、市内全域の観光振興事業の推進にも努めており、適当と認められる。